

津市保育業務支援サービス無償提供者募集要項

この要項は、津市の公立保育所及び公立幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）において園児等の情報を一元的に管理・運用を行う保育業務支援システムの活用により保育業務の負担軽減及び保育所等利用者の利便性向上を目的とする保育業務支援サービスの無償提供者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

1 募集件名

津市保育業務支援サービスの無償提供

2 募集概要

保育所等において保育運営上必要となる園児情報の管理や保護者との情報共有等を行うことができる情報通信技術を活用した保育業務支援システムを構築し、保育業務支援サービスとして保育業務支援システムの利用と利用に関する支援について無償で提供していただける事業者を募集します。

次の(1)から(4)について、事業者が行うものとします。

- (1) 保育業務支援システム構築作業
- (2) 保育業務支援システムの運用及び保守
- (3) 本市が提供する動作環境下での保育業務支援システムのセットアップ及びフォロー
- (4) 各種操作マニュアルの作成及び操作研修

3 募集期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月7日（水）まで

4 提供期間

- (1) 準備期間 協定締結日から保育業務支援システム利用開始日まで
- (2) 保育業務支援システム利用開始日 令和8年3月1日
- (3) 保育業務支援システム利用終了日 令和12年2月28日

5 保育業務支援システムの機能

- (1) 園児の登降園管理

- (2) 園児情報管理
- (3) 保護者との各種情報共有
- (4) その他保育所等における各種業務

※ 上記を基本とし、内容を調整した上で、本市との協議により最終的に決定します。

6 保育業務支援サービス提供場所及び保育所等利用定員

- (1) 施設数（令和8年3月1日時点）
 - ア 保育所 18
 - イ 幼保連携型認定こども園 6（建物は7）
 - ウ 保育こども園課執務室 1
- (2) 保育所等利用定員
 - ア 保育所 1,719名
 - イ 幼保連携型認定こども園 1,260名

7 保育業務支援サービスの内容

- (1) 保育業務支援サービスは、クラウド利用環境での提供とし、その内容は「津市保育業務支援サービスにかかる仕様書」（別紙1）のとおりとします。
- (2) 保育業務支援サービスを利用するためのウェブサイト及びアプリケーション上の広告の掲載はしないものとします。
- (3) 保育業務支援サービスを利用した収益事業を行う場合は企画提案書の独自提案においてその概要を記載してください。

8 費用負担

提供していただく保育業務支援システムの構築、保育業務支援サービスの提供等に係る一切の費用は無償提供者の負担とし、本市から無償提供者に対して金銭の支払いは生じないものとします。

9 注意事項

無償提供者は、要項及び基準を遵守してください。

10 参加資格

参加資格要件については、次の全てを満たす者とします。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあっては、以下のア～ケの書類を提出すること。
- ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 財務諸表（法人及び個人）（直近2か年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表、損益計算書及びキャッシュフロー計算書））
 - オ 印鑑（登録）証明書
 - カ 本市の区域内に事業所を有する法人にあっては、市税に係る事業所の完納を証明する書類
 - キ 本市の区域内に事業所を有する個人にあっては、市税に係る完納を証明する書類
 - ク 法人にあっては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
 - ケ 個人にあっては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (2) 法人市民税（事業を営む個人の場合は個人市民税）、固定資産税、軽自動車税及び消費税等の滞納がないこと（法人にあっては、本社所在地における市町村税、支店等が参加する場合は、本店所在地及び支店等所在地における市町村税）。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第

64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

11 提出書類 ((1)(2)(3)(5)(6)は1部、(4)(7)は8部提出すること。)

- (1) 保育業務支援サービス無償提供申込書（第1号様式）（別紙2）
- (2) 宣誓書（別紙3）
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載がない場合は、10 参加資格の(1)のア～ケに掲げる書類
- (4) 企画提案書

※ 様式は任意とし、次のア～オの内容について記載してください。なお、事業者名や事業者が特定される表現は記載しないでください。

ア 導入及び運用実績

過去5年間における、公立保育所及び認定こども園を運営する地方公共団体や、複数の保育所又は認定こども園を運営する法人への導入及び運用実績（自治体名や法人名を具体的に記載することは要しないが、具体的な導入実例や運用件数など）

イ 保育業務支援システムの内容

- (ア) 職員や保護者が使用する際のインターフェイス
- (イ) アカウント単位などで設定可能な操作権限設定
- (ウ) 保育業務支援システムへの児童情報の入力方法（個別入力や一括入力の方法など）
- (エ) 児童の登降園管理ツールの詳細（欠席連絡を含む。）
- (オ) 保育業務支援システムで作成可能な主な帳票の内容とその有用性
- (カ) 午睡における睡眠チェックツールの詳細
- (キ) 保護者との連絡ツールの詳細（情報発信、情報共有、アンケート機能など）

ウ サポートの内容

保育業務支援システムを導入・運用するにあたり、導入前後における職員に対する操作研修をはじめとするサポート内容など（マニュアル作成などを含む。）

エ 運用保守

個人情報保護を含めたセキュリティ対策（セキュリティ事故や自然災害等が発生した場合の事前対策や本市への対応を含む。）の内容やメンテナンスの実施内容、関連法令の改正等がされた場合の対応方法など。

オ 独自提案その他

上記「イ 保育業務支援システムの内容」に挙げた内容以外に、保育士の業務効率化や保護者の満足度の向上に繋がる機能、付加価値がある自社独自のサービス内容、保育業務支援サービスを利用した収益事業を行う場合はその内容、無償提供を可能とする手法の概要など。

- (5) 法人市民税（事業を営む個人の場合は、個人市民税）、固定資産税、軽自動車税及び消費税等の納税証明書

※ 証明書は、提出期限前3ヶ月以内のものとします。

※ (3)により提出している場合は省略可

- (6) 法人の履歴事項全部証明書（事業を営む個人の場合は、身分証明書）

- (7) 会社の概要が分かるもの（パンフレット等）

12 提出方法及び提出期限

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出期限 令和8年1月7日（水）午後5時必着

- (3) 提出先 津市役所健康福祉部保育こども園課保育支援担当
〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号
- ※ 持参の場合は、募集期間中の開庁日の午前8時30分から午後5時までに提出してください。
- ※ 郵送の場合は、提出期限内必着とし、郵送方法は一般書留、簡易書留、特定記録郵便、特定封筒郵便物（レターパックプラス、レターパックライト）のいずれかによるものとします。

13 本件に関する質問及び回答

本件に関する質問については、質問書（別紙4）にて、電子メールでのみ受け付けます。なお、様式は任意のものでも可とします。

(1) 質問書提出期限

令和7年12月17日（水）正午

(2) 質問に対する回答

令和7年12月22日（月）午後3時までに津市ホームページに掲載します。

(3) 注意事項

電子メールの未到着を防止するため、送信後に必ず電話にて着信確認をお願いします。なお、再質問は受け付けません。

(4) 提出先メールアドレス

229-3167@city.tsu.lg.jp（津市健康福祉部保育こども園課）

14 選定方法

- (1) 提出された書類により、1者を選定します。申込者が1者の場合でも審査は実施します。
- (2) 審査の経緯は公表しません。
- (3) 審査結果については、後日申込者全員に書面で通知します。

15 協定書の締結

無償提供者が決定し、本市が保育業務支援サービスの無償提供を受けるときは、保育業務支援システムの構築及び保育業務支援サービスの無償提供に関して、本市と無償提供者で協定書を締結するものとします。

16 その他

- (1) 企画提案書等に係る全ての費用は、申込者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) この要項、基準等の規定に違反する場合及び提出書類に虚偽の内容が記載されている場合は、失格となります。なお、協定書締結後も同様とします。

17 お問合せ先

津市役所健康福祉部保育こども園課保育支援担当

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3270

E-mail 229-3167@city.tsu.lg.jp